

みずほベトナムニュース Vol. 16

(2009年6月)



(ハノイ中心部にある
ホアン・キエム湖)

〜〜 目次 〜

1. 株式会社多加良製作所インタビュー
「金型メーカーとしてベトナムで日本のものづくりを定着させる」・・・P2
2. ベトナム投資 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
3. 人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式接待方法」・・・・・・・・・・P5
4. ベトナム法務「投資関連法の修正案について」・・・・・・・・・・・・P6
5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A
第3回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算③」・・・・・・・・・・P8
6. 工業団地便り「ディン・ブー工業団地」・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
7. ベトナムドン為替情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
8. 経済動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13

1. 株式会社多加良製作所インタビュー

～金型メーカーとしてベトナムで日本のものづくりを定着させる～

執筆：みずほ銀行国際営業部

日本のものづくりの根底を支える「金型」。日本のお家芸ともいえるべき「精密金型」に一途に取り組んできた企業が多加良製作所である。同社は2005年、輸出加工型企業（EPE）としてベトナム・ハノイに進出し、金属プレス成型加工やインジェクション成型加工などに取り組んできた。ベトナムに進出して4年、同社は進出当初からの念願だった金型製造を年内にも始める見通しとなった。このたび同社取締役の寺島享氏に、厳しい経済環境下でのベトナム事業の今後の戦略などを聞いた。

【超精密金型を武器に】

同社は1961年、バツクルの金具といったプレス金型の製作やプレス加工からスタートした。今では社員約300人を抱える規模に成長し、精密金型に特化した企業では、この規模の金型メーカーは国内ではほかに見当たらないという。日本の技術力の証となる底辺を同社の技術力が支えている。対象となる市場は、半導体や医療関係等の精密さを要求される市場から、飲料容器や文具等の日用品まで多岐にわたっている。

しかし昨年9月のリーマンショックを機にした世界的な経済危機により半導体業界を中心とした再編が現在でも行われている。寺島氏は現在の状況について「当然、こうした状況なので売り上げでも影響を受けている」と話し、同社においても半導体の売上比率は比較的高い為、同社の売り上げ構造を変えるべく、半導体以外の市場でのプレスやインジェクション製品の部品供給、金型販売なども行い、将来的には非半導体シェアをよりいっそう増やす方向であるという。



ベトナムで金型事業を目指す多加良製作所の寺島氏

【ベトナム進出、今後は本業で勝負】

こうしたなか、同社にも海外進出のタイミングがめぐってきた。取引先の海外移転が増え、現地調達ニーズが高まり中国への進出を勧められたのである。そこから中国の調査を数回にわたり実施したが、技術流出のリスク等も考えられたことから最終的には中国は断念。中国をあきらめた頃、今度はベトナム進出の話が持ち上がった。だが、中国のように組み立てメーカーの進出にあわせた進出ではなかった。行けばすぐ取引が開始できるわけではない。だが、国内産業が縮小傾向にあるなか、同社にとっても国外での販路拡大や製造コスト削減を考えると日本だけにとどまっているわけにもいかない。同社は文化や風習が日本に比較的に近いことからベトナムへの進出を決断し、北部のタンロン工業団地でレンタル工場を借りて事業をスタートさせた。寺島氏は「ベトナムでは日系の金型メー

カーの進出がまだ見られなかった。裾野産業も未発達であり、需要は今後出てくるだろうと考えた」と進出の背景を語る。

だがセットメーカーの要請ではないため当然、取引先もまったくない状況。1社1社、営業開拓して回った。当初は、プレス成形や樹脂成形、金属パーツ加工から事業が始まった。日本で培った技術力はベトナムでも受け入れられ、現在では大手プリンターメーカーのプリンター部品が売り上げの大半を占めるまでにいたっている。

こうした中、昨年9月のリーマンショックが発生した。世界経済がダメージを受け、ベトナムの新規投資案件も大幅に落ち込んだ。同社も他社と同様例外ではなく、最大で190人いた従業員は現在では140人まで落ち込んでいるという。寺島氏は「今後は、日本で培った金型販売や金型メンテナンスにも事業を広げていく」と話す。

金型製造には技術力が求められる。日本人でもベテランまでの道のりは7年を要するという気の長い職人技。だが寺島氏は「金型製作には時間がかかるが、研修や日本サイドからのバックアップ体制を充実させ、早期に立ち上がるよう計画している。近隣国からの移管案件等も多くなってきており、金型のベトナム国内での調達も企業の必須課題になっている」と今後の事業拡大に期待を寄せる。同社では数年前からベトナム工場のスタッフを日本の岩手工場で研修させる取り組みを始め、金型技術者としての要員が育ってきているのも計画を後押しする。

その為、金型製作の本格的な開始については「年内にはスタートさせたい」（寺島氏）として準備を進めている。当初は日本のように精密金型はすぐには難しいと思うが、日本からの技術者派遣を含め様々なバックアップ体制を整えスタートさせる予定だ。

ベトナム国内の受注だけでなく、日本向けの生産も検討し、ベトナムに進出する日系企業への対応、そしてコスト削減にも貢献できると考えている。寺島氏は「ベトナム北部ではまだ金型メーカーの進出がほとんどない。ハノイを中心としたベトナム北部では製造業が今後増えていくことから金型の需要もあるのは間違いないだろう」としてベトナム事業への意気込みを語った。

(執筆：みずほ銀行国際営業部国際アドバイザーリーチーム調査役 小原綾子)

2. ベトナム投資 Q&A

本コーナーでは、ベトナム投資に関してお客さまからよくいただくご質問について Q&A 方式でご紹介します。

執筆：株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Q：ベトナムではチーフアカウント（会計責任者）を採用しなければならないと聞きましたが、チーフアカウントについて詳細を教えてください。

A：2004年5月31日付政令129/2004/ND-CPに、ベトナムにおける外資企業はチーフアカウントを必ず任命しなければならないと規定されている。ただし、新規に設立された会社が、チーフアカウントを採用することが困難な場合、第一会計年度は、チーフアカウントの代わりに会計の担当者を置くことにより代替が可能である。しかし、第二会計年度以降は、チーフアカウントを必ず任命しなければならない。また、企業は

従業員の中から資格保持者であればチーフアカウントを任命できるほか、会計事務所などのチーフアカウント代行サービスを利用することもできる¹。

1. チーフアカウントの責任

法律上、チーフアカウントの役割として以下の3つが規定されている²。

- ・決算書類の作成
- ・会計部門の管理
- ・会計・財務関連法令の遵守

2. チーフアカウントの基準及び条件

チーフアカウントの基準・条件は以下の通りである³。

基準・条件 対象	会計資格	必要実務経験年数
ベトナム人	会計学部の大学を卒業の場合	2年間
	会計の職業訓練学校・専門学校を卒業の場合	3年間
	上記の条件+法律の規定に従うチーフアカウント研修コースの資格の所持	
外国人	以下のいずれかの資格を有する場合 ・ベトナム財務省が認める外国の会計資格あるいは公認会計資格 ・ベトナム財務省による会計資格あるいは公認会計士資格 ・財務省の規定に従うチーフアカウント研修コースの資格	2年間 (その内、1年間ベトナムで 会計実務経験)

3. その他の留意点

- ・ベトナムにおける外資企業では海外との商取引、海外グループ会社とのやり取りが頻繁に発生すると予想されるため、チーフアカウントの雇用の際には、会計知識だけでなく外国語で意思疎通の可能な人を慎重に選択することがその後の会社運営を円滑に行う上で重要となる。
- ・チーフアカウントは常勤すべきか否かについて、常勤の義務は法律では特に規定されていない。実際は会計事務所が代行しているケースも多くあるので常勤である必要はないという解釈がなされている。
- ・外国人をチーフアカウントに任命する場合、上記の基準・条件を満たす他、地方労働局に労働許可書を申請する必要がある。

¹ Law 03/2003/QH11 第 56 条

² Law03/2003/QH11 第 54 条

³ 通達 13/2005/TTLT-BTC-BLDTBXHのパートIII

【問い合わせ先】

株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所
Ta Huong Ly (タ フォン リー) 日本語対応可
電話 +84 (042) 2200 334 E-mail: huong.ly@scs-vbp.com

3. 人事・労務 「ベトナム豆知識 ベトナム式接待方法」

人材確保やストライキの発生など人事・労務への取り組みがベトナムに進出した日系企業にとって大きな課題となっています。本コーナーでは、具体的にどのような取り組みを考えればいいのかについてご紹介します。

執筆：株式会社アクティブリッジ

日本では接待のいろはを習得されていらっしゃる皆さまでも、ベトナム人が相手となるとそう簡単にはいきません。もちろん儒教の国ベトナムは、年長者を敬うなど日本と似ているところもあります。しかし、日本での「当たり前」がベトナムでは通用しないことも多々あります。そこで、今回はベトナム人と商談するときの注意点についてご説明します。

①アポイント

訪問を予定する際は日本同様、電話で必ず事前連絡を入れましょう。その際に当日の議題を共有しておけばよりスムーズに商談が進みます。また、相手側が時間にルーズな場合もありますので、訪問前日には必ずアポイントの確認電話を入れておきましょう。

②服装

ベトナムは年間通して温暖な気候であり、スーツのジャケットやネクタイの着用は一般的ではありません。もちろん公式の場面では着用しますが、一般的な商談ではノーネクタイ、ノージャケットが大半です。日本人としてはバシッと決めていきたいところですが、逆にベトナム人らしく少しラフな格好で商談に臨んでみるのも、人間関係を構築する1つの方法かも知れません。またセミフォーマルであればジャケット着用で十分対応可能です。

③商談

人間関係を大事にするベトナム人は、欧米などとは違って、すぐに本題に入る事は好みません。まずは、家族構成や年齢、出身地などお互いのプライベートの話で距離感を縮めてから商談に入ります。時間に細かい日本人はすぐに本題に入りたくなくなってしまうところですが、ベトナム人とのビジネスでは人間関係構築がもっとも重要という事を考えると、辛抱強く相手の話に耳を傾けることが大事です。また、商談内で細かい事柄まで決めきれないケースが多いので、実務レベルの事は現場同士のやり取りで決めていくという取り決めを事前に交わしておくといいでしょう。

④接待

ベトナムでは商談後に食事をとることが一般的です。商談後に食事をとれるような時間

帯でアポイントを設定しましょう。

また、ベトナム人は宴会好きで、一気に飲みで盛り上がることもしばしば。限度を考えず、飲みすぎることは禁物ですが、「モッチャム」と言われれば一気に飲みの掛け声なので、グラスのお酒を全部飲みほすのがマナーです。また、ベトナムではサッカー人気が非常に高く、日本人選手の知名度も高いので、商談の際の話題にしてみてもいいかも知れません。ただ、ベトナム戦争の話題は相手を刺激してしまうので、極力避けましょう。

⑤贈り物

ベトナム人への贈り物はやはり日本色の強いものの方がいいでしょう。ただ、特別高価なものである必要はなく、シンプルな工芸品や絵ハガキでも十分です。逆に包装は丁寧に行い、礼節の意を表しましょう。また、タオルは「分ける」という意味を連想させ、贈り物には適さないので注意が必要です。

【問い合わせ先】

株式会社アクティブブリッジ ベトナムグローバル人材コンサルティング室
谷口 正俊 +81(03)5774-1477 E-Mail: info@actibridge.com

4. ベトナム法務 「投資関連法の修正案について」

ベトナムでの事業展開にあたっては、現地特有の法律・規制にもとづく対応が求められます。本コーナーでは、ベトナムビジネスにおいてとくに焦点となっている法務問題をご紹介します。

執筆：ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

政府は投資に影響を与える法律の修正をいくつか準備している。これらの法律の修正案は「投資法 (Law on Investment)」「企業法 (Law on Enterprises)」「建設法 (Law on Construction)」「土地法 (Law on Land)」「住宅法 (Law on Housing)」「法人所得税法 (Law on Corporate Income Tax)」「入札法 (Law on Tendering)」「環境保護法 (Law on Environmental Protection)」及び「消防及び防火法 (Law on Fire Fighting and Protection)」にまで影響を与えるものである。

本稿では、投資関連法に対する修正案について言及する。注目すべきことに、投資法及び企業法が国民議会により制定されてから、わずか4年しか経過していない。投資法及び企業法に対する修正は、様々な分野から提起された問題点に対応するためのもので、主にいくつかの条項の内容を明確化するものである。以下は、投資法及び企業法に対して提案されている主な修正及び補足案である。

投資法

修正が提案されている投資法の条項は、以下のとおりである。

- (1) 第3.6条：「外国投資企業」の定義について、外国の投資家が定款上の資本30%以上を保有する企業を言うものとする。

- (2) 第 29.4 条：「ベトナムの投資家が企業の定款上の資本 51%以上を保有している場合には、外国の投資家にも、国内投資家に適用されるのと同じの投資条件が適用される」との同条項を廃止する。
- (3) 第 50 条：ベトナムに投資する外国の投資家は、投資証明書 (Investment Certificate) の発行を受けるために、投資プロジェクトを策定し、投資登録又は審査のための手続きを行うことを要求されるものとする。また、営業登録証明書 (Certificate of Business Registration) の発行を受けるために、関係官庁において手続きを行うことを要求されるものとする。

上記(1)の修正案は、「外国投資企業」の法的な定義に関して議論があったため、これを明確化するためのものである。もっともいくつかの法律や規則では、国内投資企業と外国投資企業との区別が存在している。この修正案は、外国投資企業の最低賃金体系に大きな影響を与えるものと思われる。

上記(2)及び(3)の修正案は、投資手続きをより複雑にすることになる。(3)の修正案の下では、外国の投資家は 2 つの投資手続き、すなわち投資証明書及び営業登録証明書を取得する手続きを行わなければならない。現在の投資法の下では、投資証明書は営業登録証明書としても機能することが明確化されている。

企業法

修正が提案されている重要な企業法の条項は、以下のとおりである。

- (1) 第 116.2：「共同株式会社 (Joint Stock Company) の取締役 (Director) 又は代表取締役 (General Director) は他の会社の取締役又は代表取締役を同時に兼任してはならない」との同条項を廃止する。
- (2) 第 170.2：「外国投資企業の再登録期限を企業法の効力発効日 (2006年7月1日) から 2年間とする」との同条項を廃止する。

第 170.2 条の廃止は非常に重要なものであり、新しい投資法制度の下で適用可能な規則を通じて再登録をしていなかった外国投資企業にとっては歓迎すべきものである。あまり多くの外国投資企業が再登録を利用していなかったからである。

投資法及び企業法の修正案は、2009年5月の会期に国民議会によって可決される予定であったが、本稿執筆時においては、まだ可決されていない。これらの修正案が可決した場合、新しい法律は 2009年9月1日から完全に効力を持つことになる。修正された法律をより明確化するためのガイドラインを示す規則類もまた、修正法案が可決され実施された後に発行されるものと考えられる。

【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

ホーチミン 森 +84(91)826 3708

シンガポール 丸茂 +65(96)171 561

5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A

第3回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算③」

～ベトナムで90日以上183日未満滞在する非役員のケース～

提供：税理士法人フェアソリューション・コンサルティング

私は日本人駐在員（非現地役員）で日本本社からベトナム子会社に派遣されて機械設備の据付・試運転・検査及びベトナム子会社社員のための指導をしています。私は、ベトナムに90日以上183日未満の期間滞在しており、私の給与その他ベトナムにおける業務から生じる実費は日本本社によって支払われ、費用負担されています。このように私はベトナム短期出張者ですので、私のベトナムでの個人所得税は免除されるでしょうか。

ベトナム個人所得税法によりますと、ベトナムでは、課税対象となる所得⁴を有する居住者及び非居住者は個人所得税を納税する必要があります。従って、あなたが単にベトナムに長期滞在（通常183日以上）する場合にのみベトナムの個人所得税を納付するという考え方ではなく、あなたがベトナムの居住者か非居住者かで納税義務の内容は異なりますのでご注意ください。例えば、あなたが居住者であれば所得の増加に応じて税率が高くなる累進課税が課され、あなたが非居住者であれば所得に対して一律20%の税率が課されることとなります。

さて、今回のあなたのご質問に対する回答は次のとおりとなります。

1. ベトナムの国内税法上の取扱い

2008年9月30日付No.84/2008/TT-BTC財政省通達のSection A, Part I, point 1.2.2に基づく、ベトナムの借家法に基づくベトナム借家契約を課税年度（原則として暦年）内で90日以上期間契約している外国人は、ベトナム税法上、ベトナム居住者と扱われます。具体的には以下のとおりです。

- ・恒久的住居が登録された居所、あるいは永久又は臨時の居住証明書はないが課税年度内に1つ又は複数の借家契約の日数の合計が90日以上となる個人はベトナム居住者として扱われる。
- ・「借家」とはホテル・ゲストハウス・レストハウス・ロッジ・勤務する事務所・事務所本社をいい、個人が直接賃借するか又は雇用者がその個人のために賃借するかを問わない。

従って、あなたはベトナム国内税法に基づきますと90日以上借家場所がありますので、ベトナム居住者となります。

ただし、あなたは日本の居住者にも該当し、日本及びベトナム双方の居住となります。

⁴ 居住者については、所得の支払地を問わず、ベトナム国内及び国外で発生した所得が課税対象となりますが、非居住者の場合は、所得の支払地を問わず、ベトナム国内で発生した所得についてのみ課税対象となります。

で、次はベトナムと日本との間で締結した租税条約（日越税務条約）に基づく税務上の取扱いを判断することになります。

2. 日越租税条約の取扱い

日越租税条約第4条第2項により、あなたの居住地国は、次の順序により居住地国を決定することになります。

- a. 恒久的住居が所在する締約国⁵の居住者とみなす。恒久的住居を双方の締約国内に存在する場合には、人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある国）の居住者とみなす。
- b. 重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又は使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
- c. 常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はいずれの締約国内にも有しない場合には、国籍を有する締約国の居住者とみなす。
- d. 双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により本件を解決する。

従いまして、あなたが日本の恒久的住居、日本と人的又は経済的關係が密接な関係、日本の常用の住居あるいは日本国籍を有する事実を証明して、日本国税務当局から発行される日本国居住者証明書をベトナム税務当局に提出できれば、あなたは日本国居住者として扱われます。

さらに、同条約第15条第2項によれば、日本国居住者がベトナムにおいて行う勤務によって生じる報酬に対しては、次の(a)から(c)を満たすことを条件として、日本でのみ納税をすれば足りることになります。

- a. 報酬の受領者が当該暦年を通じて合計183日を超えない期間ベトナム国内に滞在すること。
- b. 報酬がベトナム居住者ではない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
- c. 報酬が雇用者のベトナム内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されないこと。

つまり、あなたが日本国居住者であると判断された場合には、183日を超えない期間ベトナムに滞在し、日本本社で支給された給与について上記すべての条件を満たした場合には、ベトナム個人所得税は免除されます。

このように、ベトナム出張者又は駐在員の方々は、ベトナム国内法に加え日越租税条約の取扱いにも十分注意してベトナムでの個人所得税の取扱いを判断して頂くこととなりますが、個別具体的な事例につきましては専門家にご相談されることをお勧めします。

なお、今回は役員ではない在ベトナム駐在員でベトナムと租税条約を締結している日本

⁵ 締約国とは日本又はベトナムのいずれかとなります。

国居住者のケースに関するご質問でしたが、今回は、ベトナムと租税条約を締結していない国・地域の居住者のケースを取り上げていく予定です。

【問い合わせ先】

税理士法人フェアソリューション・コンサルティング 東京事務所

ヴ ティ フォン リン

+81 - 3 - 3541 - 6863 E-Mail:v.linh@fairsolution.or.jp (日本語対応可)

F.S.C. Vietnam., JSC ハノイ事務所

レ ホアン アイ

+84 - 4 - 39744840 E-Mail:anh.le@fairsolution.vn (日本語対応可)

+84 - 903253935 (携帯電話)

5. 工業団地便り「ディン・ブー工業団地」

ベトナムでは北部と南部を中心に工業団地が次々と建設されています。工業団地によっては、全面的なサポートが得られる工業団地もあれば、インフラ面等での整備が自社で必要になってくるケースもあります。本コーナーでは、日系企業が入居可能な工業団地をシリーズでご案内しており、今回は、南部の「ディン・ブー工業団地」についてご紹介します。

提供：ディン・ブー工業団地開発株式会社

今回は、ベトナム北部最大の港湾を持つハイフォン市に位置し、同市の傘下の合弁企業「ディン・ブー工業団地株式会社」が運営するディン・ブー工業団地をご紹介します。

同工業団地からハイフォン港までわずか3km、また同工業団地内で建設が進められていたディン・ブー工業団地・石油ガス港が2009年5月18日に開港式を行ったことなど、ハイフォン市からの製品輸出に非常に便利なロケーションです。その他、国道5号線に面し、かつハイフォンーハノイハイウェイ（2011年完成予定）の近くに位置している為、同工業団地から首都ハノイまでのアクセス時間も短縮されます。

場所	ハイフォン市
開発業者	ディン・ブー工業団地株式会社 IPEM (ベルギー)、AIG (米国)、ハイフォン人民委員会との合弁
面積	工業地区 945ha 港湾区 130ha 住居・商業区 65ha
道路へのアクセス	ハノイ市中心部から 102km 国道 5 号線やその他国道に近い
港湾へのアクセス	工業団地内にディン・ブー港 ハイフォン港まで 3km
空港へのアクセス	ハイフォン・カットビー空港まで 15 分 ハノイ・ノイバイ空港まで 2.5 時間
鉄道へのアクセス	ハイフォンーハノイーラオカイー中国・昆明を結ぶ鉄道あり
建設計画	第 1 期 (164ha) …ほぼ入居済み 第 2 期 (375ha) …建設準備中 第 3 期 (108ha) …第 2 期完了後、建設予定
電力供給	発電所 124MVA (500MVA の発電所を建設中)
給水	20,000 m ³ /日
通信	ADSL、インターネット利用可能
賃料	土地使用权 (2058 年まで 49 年間) 60~120 USD/m ²
電気料金	通常時間 (04:00~18:00) : 0.051 USD/kwh 夜間 (18:00~22:00) : 0.103 USD/kwh ピーク時間外 (22:00~4:00) : 0.028 USD/kwh
水道料金	6,200 VND/m ³
管理費	0.045 USD/m ³ /月
廃水料	0.73 USD/m ³
電力接続工事費	15,000 USD (入居時に 1 回支払い)
水道工事費	10,000 USD (入居時に 1 回支払い)
入居決定企業	Chervron, Pronconco, New Hope, Sepangar Oshika, Petrovietnam, Vinachem, Petrolimex, Dinh Vu Steel Billet plant, Nakashima Vietnam など

問い合わせ先 : 5/F Harbour View Office tower, No.4 Tran Phu Str., Hai Phong City
TEL: +84-31-3-836-169
E-mail: dviz@vnn.vn
Website: www.dinhvu.com

6. ベトナムドン為替情報

本コーナーでは、ベトナムドンの為替レート動向についてご紹介します。

執筆：みずほコーポレート銀行ハノイ支店

5月に入っても、ドル不足の改善見られず

ベトナム中央銀行（中銀）の3月23日付の622/QD-NHNN（※1）に従うUSD/VNDレートのバンド・レンジバンドの広がりによるドル需給の緩和効果は4月の上旬まで見られたが、4月中旬から5月にかけて、再びドル供給がタイトな状況になった。各市中銀行がドル売りレートをシーリング・レート水準で提示しているが、ドル供給が輸出者ドル売りに依存する状況であり、すべてのお客さまからのドル買需要に対応できていない。市中レートは、シーリング・レート水準より上回って推移している。（5月5日付けの銀行のシーリング・レート、市中取引レートはそれぞれ、USD1=VND 17,785、USD1=VND 18,220であった）。5月中旬からは、USD/VNDのシーリング・レートがUSD1=VND17,780台で動きは少ないが、市中取引レートはUSD1=VND18,050台で、この差はある程度縮まった。

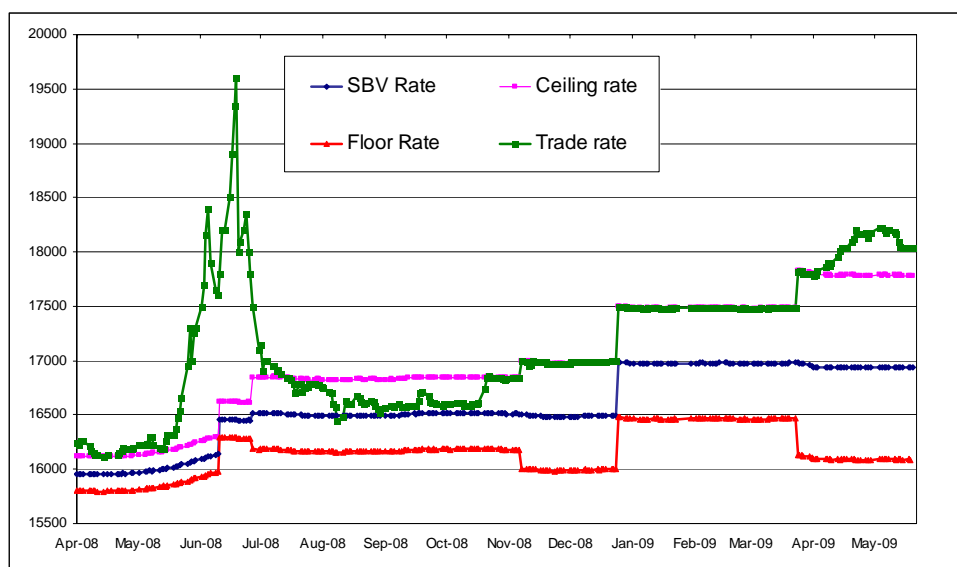
このタイトなドル供給の状況は、① 輸入者によるドル買い需要の増加② 輸出者のドル売りの減少③ FDIの落込みによるドル供給が不足の三つの原因から起こったと見られる。

この3つの中に、②の要因が一番大きいと思われ、輸出者（ドルを持っている企業）は、一層のドル高を予想し、5月の初めには、中央銀行が強制的な外貨売却制度（※2）を再び実施すべきだという議論も一部で湧き上がってきた。しかし、WTOコミットメントやIMFや世界銀行等の国際機関が注視する中、この強制外貨売却制度の実行は困難と見られている。（中央銀行総裁からも、導入を考えていないとのコメントが見られた。）

経済刺激策として、ベトナム政府は条件付で4%の金利サポート（VNDローン）を打ち出し、その結果09年5月時点で国内の貸出金残高は+14.9%と高い伸びを示している。マネーサプライの増加は、将来のインフレ懸念にも繋がるため、どこかの段階で政策金利引上げに動く必要性が生じると思われる。こうした動きが見られれば、ドルの需給が緩むものと思われるが、当面については為替バンドの変更もしくは中銀レートの切下げが望まれる。

（※1）：中央銀行規定により、ベトナム中銀発表のUSD/VNDレート（SBVレート）のバンド・レンジで、市中銀行は為替の値付けが可能。2009年3月23日から、622/QD-NHNNにより、市中銀行が値付けが可能な為替レンジはベトナム中銀発表のUSD/VNDレートの5%へと規定。（レンジの上限：表中のシーリング・レート、下限：同フロアレート）

（※2）：強制外貨売却制度とは、外貨収入のある企業がその外貨収入の一部または全部をVND転ずる、という規定であり、過去（2003年まで）、この政策が存在した。



7. 経済動向

今月は、2009年1～3月のベトナム経済動向をお知らせいたします。

作成：みずほ総合研究所

2009年1～3月期の実質GDP成長率は、前年同期比+3.1%と10～12月期の+5.5%から減速した。幅広い産業において、生産が伸び悩んでいる。

第一次産業は、前年同期比+0.6%と08年10～12月期の+3.9%から大きく減速した。北部の冬季コメ収穫が振るわなかったことなどから、農業生産が急減速したことが響いた。

第二次産業は、前年同期比+1.4%と10～12月期の+4.8%から減速した。製造業は、工業製品輸出の不振から、前年同期比+0.5%と08年10～12月期の+6.3%から大幅に減速した。景気の低迷を反映し、電気・ガス・水道は、前年同期比▲3.5%とマイナス成長に転じた。一方、不振が続いていた建設業は、前年同期比+6.9%と08年10～12月期の+0.5%から加速した。政府の景気対策で建設投資が回復し始めたことを示している可能性がある。

第三次産業は、前年同期比+5.6%と08年10～12月期の+7.1%から減速した。ホテル・レストランや金融仲介業の不振が目立つ。

09年4月頃から、世界経済に下げ止まりの兆しが出始めたとの見方が出ているが、ベトナムについても、政府による景気刺激策が徐々に効果を挙げ始め、内需を中心に回復の兆しが出ている。一方輸出については、08年10～12月期・09年1～3月期と2四半期連続で前年比プラスとなったものの、09年4・5月平均は前年比▲21.0%と大幅なマイナスに転じており、まだ明確に最悪期を脱したとはいえない。

09年後半には世界経済の底入れが確認され、輸出の落ち込みにも歯止めがかかるとみられるため、ベトナム経済はより明確に下げ止まってくるであろう。10年については、輸出環境が多少改善してくる見通しだが、世界経済の回復は緩慢であり、その改善ペースは緩やかなものに止まろう。最新の実質GDP成長率予測をみると、09年について世界銀行は+5.5%、ADBは+4.5%としている。

みずほベトナムニュース バックナンバーのご案内

Vol. 6

特別企画「ホーチミン市人民委員会・商業局 副局長
計画投資局・投資合作協力所 副所長インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動①」
ベトナム法務「ベトナムにおける外国人の住宅購入権」
工業団地便り「アマタ・ベトナム工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 7

特別企画「ベトナム商工会議所ホーチミン支部
VO TAN THANH 会頭インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動②」
ベトナム法務「ベトナムにおける外国人労働者許可証(Work Permit)について」
工業団地便り「ドンバン2工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データおよび動向

Vol. 8

特別企画 みずほベトナム勉強会「工業団地における人事・
労務管理～就業規則の作成を中心として～」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人材育成法 ①叱り方」
ベトナム法務「外資の人材派遣会社の解禁について」
工業団地便り「ニョンチャック3工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データおよび動向

Vol. 9

注目ニュース「2009年1月1日からの最低賃金」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人材育成法 ②ほめ方」
ベトナム法務「個人所得税法に関する新たなDecreeの下での居住納税者」
工業団地便り「タンフォン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 10

注目ニュース「日越 EPA 大筋合意」インタビュー
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム現地管理者の基本的スキル」
ベトナム法務「インターネットサービスの管理・提供・利用に関する
新しいDecree」
工業団地便り「ダイアン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol. 11

「今後の日越関係を聞く」インタビュー
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式風邪治療法」
ベトナム法務「ベトナム労働者の最低賃金の上昇について」
工業団地便り「アセンダス・プロトロード シンガポール テックパーク」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol. 12

ベトナム北西部の投資環境～地下資源開発と農林業の高い潜在性～
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「チームモチベーションの創造」
ベトナム法務「法人税に関する新しいDecree」
工業団地便り「タンチュン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol. 13

インタビュー 住友商事株式会社
～ベトナム物流・工業団地からベトナム経済の今を分析～
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「チームモチベーションの創造」
ベトナム法務「ベトナムの新しい失業規制制度について」
工業団地便り「タイホア工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向・2008年10～12月まとめ

Vol. 14

不況下でも成長を続けるベトナムの水産加工業
～ベトナム産業リポート～
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「諺から考察するベトナム文化」
ベトナム法務「ベトナムにおける会社清算について」
実務役立つベトナム税務Q&A 第1回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算①」
工業団地便り「ホアラックハイテクパーク」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol. 15

サイゴンインベストグループ(SGI)会長インタビュー
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「諺から考察するベトナム文化②」
ベトナム法務「技術移民に関する新しい規則」
実務役立つベトナム税務Q&A 第2回「ベトナム駐在員の所得税の計算②」
工業団地便り「トゥアンダオ工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向

【ご注意】

1. 本資料は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本資料の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本資料の著作権は、原則として当行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. 本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料記載の情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。